

資料

ここまでに取り上げたデータに関するテーマを取り上げ説明します。

	テーマ	ページ
1	府内総生産	102
2	産業と職業の分類	103
3	中小企業者・小規模事業者の定義	104
4	大阪府内の中小企業に関するデータ	105
5	経済センサス調査	106
6	商業統計調査と工業統計調査	108
7	開廃業率を活用する際の留意点	109
8	中小企業白書との開廃業率の算出方法の違い	110
9	雇用に関する用語の説明	112
10	新規求人倍率と有効求人倍率	114

◇ 府内総生産とは

府内総生産とは、大阪府内での生産活動によって産み出されたモノやサービスによる付加価値額を合計したものです。大阪府の経済規模や経済活力を測る指標としての役割を担っています。国では、国内総生産を四半期ごとと年間、また都道府県では、47都道府県各々で1年間の額を算出し、公表しています。大阪市や堺市などの政令市も算出しているところがあります。

なお、国内総生産と都道府県内総生産は推計方法が異なるため、都道府県内総生産の合計額と国内総生産額は一致しません。

総生産には、名目と実質があり、名目は市場価格で推計した額、実質は物価の変動分を取り除いた額となっています。

経済規模の成長性を示す指標として使われる経済成長率は、府内総生産の増減を率にしたものです。過去からの推移を追いかけることで、景気の循環を読み取るときにも使われています。

◇ 総生産の遡及改定

総生産の推計値は、毎年度、公表される推計に用いる基礎資料をもとに、過去に遡って見直されることがあるほか、国勢調査や産業連関表といった大規模かつ重要な統計資料などが概ね5年ごとに整備されることから、これらを反映させて推計方法や計数が改定されます。

◇ 産業分類

「業種」と言った方が分かりやすいかもしれませんが、経済センサスなどの統計では、「産業分類」として事業の種類を分類しています。統一性を保つための基準が定められており、統計では総務省統計局が定めた『日本標準産業分類』が標準的に使われています。

日本標準産業分類では、最も大括りの分類である「大分類」が、「A農業,林業」から「T分類不能の産業」までの20分類に分けられています。それら大分類を細分化したものが「中分類」で99分類、以降、「小分類」が530分類、「細分類」が1,460分類と、4段階で順に細分化されています。

事業所や企業の産業を分類する際は、付加価値によって格付けることになっています。付加価値を把握できない場合は、産出額や販売額、従業者数などの指標を用います。1つの事業所や企業で複数の産業活動をしている場合は、分類に用いた指標の最も大きな割合を占める産業に分類されます。なお、管理だけを行う事業所や倉庫などの補助的な機能を担い製造、サービスの提供を行わない事業所、「管理、補助的経済活動を行う事業所」は、主たる経済活動を行う事業所と同じ大分類の中分類に分類されます。また、同一店舗内で製造した品を小売する製造小売は、「I卸売業・小売業」に含まれます。

産業には、流行り廃りがあり、業態も変化しています。そうした変化を反映させるために、2013（平成25）年までに、『日本標準産業分類』は13回の改定が実施されました。たとえば、2002（平成14）年の改定では、それまで大分類の製造業に含まれていた出版業や新聞業が、大分類の情報通信業に移りました。改定によるこうした組み替えで、少なからず集計値に変化を及ぼすことがあります。時系列で比較する場合には、改定による組み替えに注意が必要です。

◇ 職業分類

産業を分類する場合と同様に、職業を分類する上での基準が存在します。『日本標準職業分類』がそれです。日本標準職業分類は、大分類、中分類、小分類の3段階で分類されています。大分類は「A管理的職業従事者」から「L分類不能の職業」までの12分類、それらを74の中分類に、さらに329の小分類へと3段階で分類されています。ここで分類されるのは、報酬を伴うか、報酬を得ることを目的とする職業です。ボランティアや自らの世帯のための家事は、該当しません。

複数の仕事を持っている人の職業は、報酬の最も多い仕事を基準に決められます。報酬で決められないときは、就業時間の長いもの、それでも決められない時は、直近の仕事をもとに決めることとなります。また、1つの勤務先で複数の仕事に従事していて、報酬を合わせて得ているときは、就業時間の長いものをもとに決められます。

職業分類も、これまで5回の改定を経ており、時系列での比較の際は改定による組み替えに注意が必要です。

※1 日本標準産業分類、日本標準職業分類ともに総務省統計局のサイトで閲覧できます。

日本標準産業分類 (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangvo/H25index.htm)

日本標準職業分類 (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm)

以下で業種ごとに示した資本金額と従業員数のいずれか一方でも満たす会社と、従業員数を満たす個人事業者を中小企業基本法（第2条）では中小企業者としています。

	卸売業	小売業	サービス業	製造業その他
資本の額または出資の総額	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下	3億円以下
常時使用する従業員数	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下

また、おおむね以下の従業員数を満たす事業者を小規模事業者としています。

	商業・サービス業	製造業その他
常時使用する従業員数	5人以下	20人以下

それぞれの業種については、「日本標準産業分類」に沿い、以下のように定めています。

卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 50（各種商品卸売業） 中分類 51（繊維・衣服等卸売業） 中分類 52（飲食料品卸売業） 中分類 53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 54（機械器具卸売業） 中分類 55（その他卸売業）
小売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 56（各種商品小売業） 中分類 57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 58（飲食料品小売業） 中分類 59（機械器具小売業） 中分類 60（その他小売業） 中分類 61（無店舗小売業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 76（飲食店） 中分類 77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち 中分類 38（放送業） 中分類 39（情報サービス業）のうち 小分類 411（映像情報制作・配給業） 小分類 412（音声情報制作業） 小分類 415（広告制作業） 小分類 416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち 中分類 70（物品賃貸業） 小分類 693（駐車場業） 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）【除く、小分類 791（旅行業）】 大分類 O（教育、学習支援業） 大分類 P（医療、福祉） 大分類 Q（複合サービス業） 大分類 R（サービス業<他に分類されないもの>）
製造業その他	いずれにも含まれない業種全て

（注）細分類 7282（純粋持株会社）及び、全ての小分類の「管理、補助的経済活動を行う事業所」については、企業グループ内の主たる経済活動の分類と同一とみなす。

◇ 中小企業数

中小企業の定義に沿った中小企業数は、経済センサス調査の結果をもとに、中小企業庁が再編加工して、中小企業白書やホームページ（中小企業庁「中小企業の企業数・事業所数（https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/index.htm）」）で公表しており、本書でも、これを転載しています。

中小企業庁が再編加工したもととなっている経済センサス調査結果は、インターネットで公開されていますが、中小企業の定義と資本金規模や従業員規模の区分が異なっていることや、定義に沿って区分を組み合わせて集計することができないため、公開されている統計データをもとに、中小企業数を独自に集計することはできません。そのため、中小企業庁が公表していない都道府県ごとの産業別の中小企業数も、公表されている経済センサス調査結果をもとに加工することはできません。

◇ 従業者数

上掲の中小企業庁のホームページには、中小企業と大企業の規模別従業者数も公表されています。都道府県別も公表されていますが、そこでの従業者数は、都道府県に本社を置く会社と個人経営の企業で働く数だけでなく、他の都道府県に支社、支店、営業所などの事業所を置いている場合、そこで働く従業員数も含まれています。

当該の都道府県内の中小企業、または大企業で働く従業者数ではないことに留意する必要があります。

◇ 経済センサスの沿革

『経済センサス』は、事業所や企業の経済活動の状況を把握するために日本国内にある全事業所^{※1}を対象に実施され、「経済の国勢調査」ともいわれています。総務省統計局が所管する公的統計の中でも、特に重要と位置付けられている基幹統計の1つであるため、調査対象者には統計法による報告義務があり、調査を拒むと罰則が科せられる定めがあります。

1947（昭和22）年に前身の事業所統計の1回目が実施されてから、1996（平成8）年に事業所・企業統計に名称が変わり、18回目となる2006年の調査を最後に、以降は経済センサスとして実施されています。

経済センサスとしては、2009（平成21）年の基礎調査が1回目で、2012（平成24）年には活動調査の1回目、以降、2014（平成26）年に基礎調査、2016（平成28）年に活動調査、2019（令和元）年に基礎調査というように、2つの調査が交互にそれぞれ5年ごとに実施されます。直近は2021（令和3）年の活動調査です。

※1 農業、林業、漁業に属する個人の経営に係る事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所は、調査の対象外となっています。

◇ 事業所・企業統計と経済センサスの時系列比較

2006年の事業所・企業統計調査を最後に、日本国内に所在する全ての事業所、企業を対象にした調査は、2009年の基礎調査を始まりとして経済センサス調査に引き継がれました。ただし、事業所・企業統計調査の結果と経済センサス調査の結果を時系列で比較するのは、注意が必要です。

2つの調査はともに、日本国内に所在する全ての事業所、企業を調査対象にしていますが、対象となる事業所や企業の情報を収集する際に、2009年の経済センサス調査では、商業・法人登記等の行政記録も活用しています。他にも、支所（社、店）の調査票を本所（社、店）で一括して回収するなどの調査方法も変えています。

こうした変更を行ったため、時系列で比較した際の差数は、この期間の事業所や企業の増減を単純に示しているわけではありません。国は事業所・企業統計と経済センサス調査の結果を時系列で比較しておらず、比較に際し留意するよう呼びかけています^{※2}。

ちなみに、2019年の経済センサス基礎調査からは、外観で確認できなかった企業や事業所を国税庁の法人番号公表サイトの情報をもとに確認し、調査対象に加えています。2019年以降と、それ以前の調査結果を時系列で比較する際は、こうしたことを踏まえて注意が必要です。

※2 総務省統計局「平成21年経済センサス基礎調査 利用上の注意」

(<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2009/kakuho/riyou.html>)

◇ 経済センサス基礎調査と活動調査の違い

基礎調査・・・全産業分野の事業所の活動状態等の基本的構造を全国、地域別で明らかにするとともに、各種統計調査の母集団情報の整備を目的に実施。

活動調査・・・全産業分野の売上金額、費用等の経理項目を同一時点で網羅的に把握し、事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の母集団情報を得ることを目的に実施。

基礎調査、活動調査は、それぞれの目的に沿って調査されていますが、活動調査に比べ基礎調査は、経理項目の調査がなく、また2019（令和元）年調査では既存事業所に対しては名称や所在地といった基礎的な項目の他には、事業所の休廃業の活動状態を質問する項目に限って調査をしています。

◇ 産業横断的集計と産業別集計の違い

活動調査では、「産業横断的集計」と「産業別集計」に分けて集計結果が公表されています。

産業横断的集計・・・全産業共通で把握している調査事項（事業所数、従業者数、売上等）を集計した結果

産業別集計・・・産業の特性に応じて調査した事項を集計した結果

産業横断的集計と産業別集計では、事業所数や従業者数の調査事項が集計されていますが、結果が異なります。産業横断的集計では、現業を行わない本社や研究所、倉庫等「管理・補助的経済活動のみを行う事業所」、製造業にあつては「製造品目別に出荷額が得られなかった事業所」も集計されているのに対して、産業別集計では、それらの事業所は集計の対象から除外されています。この他、産業別集計の製造業では、従業者4人以上の事業所を対象に統計表が公表されています。また、2021（令和3年）年の調査の製造業では、個人経営が集計の対象から除かれています。

◇ 速報集計と確報集計

経済センサスでは、調査結果を早期に公表することを目的として速報集計結果が公表されます。速報集計結果の公表から、半年程度遅れて順に公表される確報集計に比べると、公表される集計表が限られています。

速報集計と調査結果が確定してから発表される確報集計とは、必ずしも一致しません。その間で、データが精査される他、回収が遅れたため、速報集計では未集計の調査票があるなどのためです。これらの未集計の調査票の中には、廃業や移転した事業所や企業からの回答も含まれています。

経済産業省が実施してきた商業統計調査と工業統計調査は、商業統計調査が2016年の調査を最後に、工業統計調査が2020年の調査を最後に、ともに廃止されました。

商業統計調査は、2016年が最後の調査となっていますが、調査結果は経済センサス活動調査の結果を活用していることから、2014年の調査が商業統計調査として実施した最後となります^{※3}。

※3 2014年の調査については、経済センサス基礎調査と一体的に実施されたため、商業統計調査として単独で実施した調査は、2007年の調査が最後となります。2014年の調査では、それ以前の調査では対象としていなかった「管理，補助的経済活動を行う事業所」等が対象となったり、新規に把握した事業所に対しては、商業統計調査の調査票ではなく、一体的に実施した経済センサス基礎調査の調査票を配布したりしたため、経済産業省は、それまでの商業統計調査の結果とは接続しないとしています。

なお、工業統計調査や商業統計調査を実施してきた経済産業省と、経済センサス調査を実施している総務省は、2019年から経済センサス調査の調査年以外の年に、共同で『経済構造実態調査』を実施しています。この調査は、工業統計調査や商業統計調査に加え、サービス産業動向調査や特定サービス産業実態調査も統合、再編した位置づけの調査としています。

この調査では、「産業横断調査」と「製造業事業所調査」の2つを実施しています。後者は、工業統計調査の一部を引き継ぐ形で実施されています。調査に関する詳細は、総務省の経済構造実態調査のサイト^{※4}を参照ください。

この調査は、個人経営と、標準産業分類上の大分類の一部に属する企業（前者の調査）、事業所（後者の調査）を調査対象から除き、抽出するものになる総務省のデータベース^{※5}から、売上高、製造品出荷額等の上位から総額で前者が8割となる企業、後者が9割となる事業所を抽出して調査する標本調査として実施されています。

経済センサス調査活動調査とのシームレスな継続性が重要視されていますが、それらの調査結果をシームレスで見るとは、全数調査と標本調査であることなど調査方法の違いに十分留意する必要があります。

※4 総務省統計局『経済構造実態調査』(<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>)

※5 総務省統計局『事業所母集団データベース』(<https://www.stat.go.jp/data/jsdb/index.html>)

◇ 経済センサス調査（事業所集計）結果をもとにした開廃業率の留意点

なにわの経済データでは、総務省「経済センサス調査」の結果をもとに、開業率（廃業率）は、新設事業所数（廃業事業所数）を年平均にならした数の期首において既に存在している事業所に対する割合として計算」しています。この開廃業率を活用する際の留意すべき点について、以下にあげます。

> 事業所を単位としていること

企業単位ではなく事業所単位としているため、開廃業は新設または閉鎖した事業所のことであって、起業または廃業した企業のことではありません。事業所とみなされる工場や営業所、管理人のいる倉庫や寮などを新設、閉鎖した場合も数に含まれています。

また、事業所を移転した場合、移転元では廃業事業所、移転先では新設事業所として、両方で捕捉されます。

> 基礎調査と活動調査の実施時期に期間があくこと

経済センサス調査は、日本国内の全事業所、全企業を対象に基礎調査と活動調査をそれぞれ5年間隔で調査が行われています。基礎調査と活動調査は、交互に行われるため、2年ないし3年ごとの調査となり、毎年の開廃業率を把握することができません。そのため調査時点から次の調査の間に新設し、閉鎖した場合、調査では捕捉されません。

なお、令和元年の基礎調査では調査項目が限られていたため、過去と比較できる開廃業率の計算ができませんでした。今後は、活動調査をもとに5年間隔で計算することになるかもしれません。

◇ その他の統計データをもとに計算した開廃業率と、その留意点

経済センサス調査の結果をもとにした開廃業率以外では、厚生労働省「雇用保険事業月報・年報」で公表されている雇用保険の新規適用事業所数と廃止脱退事業所数をもとに計算したものや、法務省「民事・訴訟・人権統計年報」で公表されている会社の設立登記数をもとにして計算されたものが、一般的によく使われています。

「雇用保険事業月報・年報」は、月ごとの数が発表されるため、月ごと、年ごとの開廃業率を計算することができます。一方で、雇用保険の適用状況を把握する目的で統計が作成されるため、対象が雇用保険の適用事業所に限られます。雇用保険の加入義務のある従業員がいない事業所は対象からはずれる他、退職などにより加入義務のある従業員がいなくなると、事業所は存在しているものの廃止脱退事業所に数えられてしまいます。

会社の設立登記数をもとにした場合は、会社を対象とした開廃業率を算定することができるものの、個人経営の開廃業は除外される一方で、個人経営から会社を設立した場合も開業に含まれています（経済センサス調査も新設に含んでいます）。

3つの開廃業率を計算する方法には、いずれも注意すべき点があり、活用する際はそれらに留意する必要があります。

◇ 中小企業白書と本書の開廃業率が異なる理由

2024年度版『中小企業白書』に、2016年から2021年にかけての事業所の開廃業率が公表（付属統計資料「11表 業種別の開廃業率の推移（事業所ベース、年平均）」）されました。2023年度版『なにわの経済データ』の「3-7 全国・主要都府県・大阪府内地域別の開業率・廃業率」で公表した（本書でも引き続き掲載）同期間の全国の開廃業率とは数値が異なっています。

中小企業白書と本書（なにわの経済データ）で公表されている全国の開廃業率（％）

		中小企業白書公表値	なにわの経済データ公表値
非一次産業全体	開業率	4.7	1.9
	廃業率	5.5	4.9
製造業	開業率	2.7	0.9
	廃業率	4.4	4.1
卸売業	開業率	4.3	1.4
	廃業率	5.2	4.6
小売業	開業率	3.8	1.9
	廃業率	6.2	5.7
サービス業	開業率	5.8	1.5
	廃業率	4.5	3.7

開業率、廃業率は、以下の計算式によって算出しています。

$$\text{開業率} = (\text{新設事業所数} / \text{調査間隔年}) / \text{期首事業所数} \times 100$$

$$\text{廃業率} = (\text{廃業事業所数} / \text{調査間隔年}) / \text{期首事業所数} \times 100$$

事業所数に関しては、両書とも『経済センサス調査結果』（以降、センサス調査）の数値を使っています。中小企業白書では、令和3年センサス調査結果で公表されている新設事業所数、廃業事業所数をそのまま用い、平成28年センサス調査結果で公表されている事業所数を期首事業所数として用いて計算しています。

センサス調査での新設事業所数とは、前回の調査時点では把握されず今回の調査時点で把握された事業所の数としています。

本書では、令和3年センサス調査で公表されている開設時期別の事業所数を用いて、2016年から2021年に開設された事業所数を新設事業所数（本書では、区別するため期間内新設事業所）としました。また、期首事業所数は、令和3年センサス調査での存続事業所（今回調査も把握でき、存続していた事業所）数に廃業事業所（前回調査時点（期首時点）では存続、今回調査時点で把握できなかった事業所）数を加え、新設事業所数から期間内の新設事業所数を引いた数（新設事業所数に含まれる前回調査以前から存続していた事業所数）を合わせた数を用いています。

本書で用いた新設事業所数及び期首事業所数

期間内新設事業所数 = 2016年～2021年※の開設時期別事業所数の和

期首事業所数 = (存続事業所数 + 廃業事業所数) + (新設事業所数 - 期間内新設事業所数)

※ 2016年は6月1日が調査時点のため、年単位の開設事業所数から月平均数を割り出し、その数をもとに6月から12月の7か月分を算定した。

◇ 期間内新設事業所数と期首事業所数が異なる理由

センサス調査結果で公表される新設事業所数には、前回の調査時点以降に新設された事業所（移転新設も含む）の他、その地で以前から存続しながら調査の際に把握されていなかった事業所も含まれています。令和3年センサス調査結果の新設事業所には、特に国税庁法人番号サイトに登録※¹がありながら、前回調査（平成28年センサス調査）で把握されていなかった事業所が含まれています。この数は相当数にのぼるとみられることから、本書では、開設時期別の事業所数から期間内新設事業所数を集計して用いました。

期首事業所数についても、平成28年調査時点で、既に存続していながら把握されていなかった事業所数を加えるため、上掲の式に基づき計算しました。

誌面の制約から、「非一次産業全体」のみ中小企業白書と本書の開廃業率を算出するための事業所数を比較した表を以下に示します。

中小企業白書と本書の全国「非一次産業全体」を算出するための各値の比較

	中小企業白書	なにわの経済データ
期首事業所数	5,308,107	6,014,066
新設事業所数	1,235,915	564,249
開業率 (%)	4.7	1.9
廃業事業所数	1,464,710	1,464,710
廃業率 (%)	5.5	4.9

◇ (参考) 中小企業白書と同じ方法で算定した開廃業率

全国主要都府県年平均事業所開業率・廃業率（民営）【2016年～2021年】 (%)

		大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	全国
非一次産業全体	開業率	5.5	6.6	5.4	4.6	4.7
	廃業率	6.1	6.5	5.8	5.5	5.5
製造業	開業率	2.8	3.5	3.3	2.3	2.7
	廃業率	4.6	5.7	4.5	4.1	4.4
卸売業	開業率	5.0	5.9	5.3	4.1	4.3
	廃業率	5.8	6.4	5.4	5.1	5.2
小売業	開業率	4.5	5.2	4.4	4.0	3.8
	廃業率	7.3	7.2	6.7	6.3	6.2
サービス業	開業率	6.9	8.9	6.8	6.2	5.8
	廃業率	5.2	6.2	5.0	4.6	4.5

※1 国税庁法人番号登録リストを対象にした調査は、令和元年センサス調査で実施。

8章の各項目で使用している、雇用に関するさまざまな用語をまとめて説明します。

◇ 就業者の状態や地位に関する用語

> 就業者【労働力調査 用語の解説】

15歳以上で、労働力人口調査の調査期間中（月末の1週間）に収入を伴う仕事に1時間以上従事した従業者、または仕事を持ちながら調査期間中に少しも仕事をしていない雇用者で給料、賃金の支払いを受けている、もしくは受けることになっている休業者（育児や介護休業などの取得中で、就業規則で給料、賃金の支払いが定められている、あるいは雇用保険法でそれらによる給付金の受給資格がある者）を言います。

> 完全失業者【労働力調査 用語の解説】

次の3つの条件を満たす者を完全失業者としています。

- ① 仕事がなく、労働力人口調査の調査期間中に少しも仕事をしなかった
- ② 仕事があればすぐ就くことができる
- ③ 調査期間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備（求職活動）をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）

ちなみに、『失業者』は、完全失業者の3つの条件の内、①と②を満たし、3つめの条件として「調査期間を含む1か月間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）」を満たす者と定義しています。つまり、完全失業者は、失業者の内、調査期間中に求職活動をしていた者ということになります。

> 労働力人口【労働力調査 用語の解説】

15歳以上の人口の内、就業者と完全失業者を合わせた人口。

> 家族従業者【就業構造基本調査 用語の解説】

自営業主（個人経営の商店主、工場主、農業主など自分で事業を営んでいる者）の家族であり、無給で手伝っている者。

> 正規雇用者（正規の職員・従業員）【就業構造基本調査 用語の解説】

「一般職員」又は「正社員」などと、勤め先で呼称されている者。

> 非正規雇用者（非正規の職員・従業員）【就業構造基本調査 用語の解説】

以下の6つに区分される者。

- ・ 就業の時間や日数に関係なく「パート」と呼ばれている者
- ・ 就業の時間や日数に関係なく「アルバイト」と呼ばれている者
- ・ 労働者派遣法などに基づき労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている「労働者派遣事業所の派遣社員（港湾運送業務、建設業務、警備業業務、医療機関業務、デパートの派遣店員、民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向者を除く）」
- ・ 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用された雇用期間の定めのある「契約社員」
- ・ 「嘱託」職員などと呼ばれている者
- ・ これら5つ以外で呼ばれている者

◇ 賃金に関する用語

> 現金給与総額【毎月勤労統計調査 用語の解説】

労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与（きまって支給する給与、定期給与）で、いわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む額と、一時的又は突発的自由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与、夏季の賞与、期末手当等の一時金、支給事由の発生が不定期なもの、3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当等）、いわゆるベースアップの差額追給分といった特別に支払われる給与額を合わせた額をいいます。

> 所定内給与【賃金構造基本調査 用語の解説】

きまって支給する現金給与額の内、超過労働給与額を差し引いた額。超過労働給与額とは、時間外勤務手当（所定労働日における所定労働時間外労働に対し支給される給与）、深夜勤務手当、休日出勤手当（所定休日の勤務に対して支給される給与）、宿日直手当（本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与）、交替手当（臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務など労働時間の位置により支給される給与）の額をいいます。

※1 各用語の後の【 】内は、説明文の出所。

※2 同じ用語でも、調査によって定義が異なる場合がある。

雇用動向を把握する指標として使われる『求人倍率』には、『新規求人倍率』と『有効求人倍率』の2つがあります。ここでは、これらの算出方法や、2つの求人倍率の違いについて説明します。

◇ 求人倍率とは

求人倍率とは、厚生労働省が運営する公共職業紹介所のハローワークに登録された求職者数を求職者数で割った値です。1人の求職者に何件の求人があるかを示しています。1.0倍を境に、大きいほど求職者は就職しやすく、仕事を選びやすくなる、いわゆる売り手市場の状態であることを示し、1より小さくなればなるほど、求職者は就職先を見つけづらくなる、買い手市場の状態にあることを示しています。一方で、求人する企業にとっても、1より大きくなればなるほど、採用しづらさが高まり、企業での人材確保が思うように進まなくなっている度合いを示しています。反対に、1より小さくなればなるほど、採用がしやすくなるものの、企業での人余り感が増す傾向にあることを示しています。

◇ 有効求人倍率と新規求人倍率

ハローワークを利用して人材の募集を行おうとする企業は、ハローワークに求人情報の登録をします。職を求める求職者もハローワークに求職申込みの手続きをします。求人倍率は、ハローワークに登録されている求人数を求職者数で割って算出されます。有効求人倍率は、求人、求職の有効な登録（登録した日から翌々月の月末までの登録）数をもとに計算しています。これに対して新規求人倍率は、その月に登録された新規の求人、求職者数を計算した値です。

求人倍率は、ハローワークに登録された求人、求職者数をもとに計算されるため、ハローワークに登録せず民間の職業紹介業者などを通じて求人や求職した数は含まれていません。一方で、求職者数には、職に就いていない者だけでなく、転職を希望してハローワークに登録した在職者も含まれています。

◇ 2つの求人倍率と景気動向

求人倍率は、就職や採用の難易度を示す指標であるとともに、企業の雇用に対する意欲を押し量ることができることから、景気の動向を示す指標として用いられています。

有効求人倍率は、景気の動きとほぼ一致して動く指標として使われています。また、新規求人倍率は、直近の雇用情勢や景気動向、それらの先行きを判断する際の指標として広く用いられています。

ただし、少子高齢化が進む中で若年層の労働力が不足する一方で、女性や高齢者の労働参加が増えるなどによってミスマッチが広がる可能性があることや、様々な働き方ができるようになりハローワークを経由せず職に就きやすくなったことなど、求人倍率を景気の指標としてみる場合は、他の指標も併せてみるなどの注意が必要です。